

天医発第 972-2 号

令和 5 年 12 月 4 日

各医療機関長 様

天草郡市医師会長 東 一成



天草市子ども医療費助成事業制度及び天草市ひとり親家庭等医療費助成事業
の審査・支払業務について【お知らせ】

このことについて、天草市より下記写しのおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

記



天子第 1134 号

令和 5 年 12 月 4 日

天草郡市各医療機関 御中

天草市長 馬場 昭治



天草市子ども医療費助成事業及び天草市ひとり親家庭等医療費助成事業の審査・支払業務について（お知らせ）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市児童福祉行政に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、子ども医療費の助成につきましては、市内各医療機関様と市外の一部医療機関様のご協力の下、原則窓口負担なしで受診させていただき、その後、本市に請求をいただいております。

しかしながら、請求に係る事務負担が大きいなど、一部医療機関様からは社会保険診療報酬支払基金などへ委託を要望するご意見をいただいております。

そのようなことから、令和 6 年 1 月診療分から、審査・支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び熊本県国民健康保険団体連合会に委託することといたしました。

また、併せて、県内初の取り組みとなりますが、令和 6 年 1 月診療分から、社会保険加入者に限り、ひとり親家庭等医療費助成事業に係る審査・支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託し、子ども医療費同様に「現物給付」により助成を行うこととなりました。

したがって、各医療機関様の窓口において、保険証とともに「天草市子ども医療費受給者証」又は「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の提示がなされた場合、記載内容等をご確認のうえ、診療報酬明細書に公費負担者番号及び受給者番号を付して社会保険診療報酬支払基金等へご請求いただきますようお願いいたします。

記

1 子ども医療費助成事業

- (1) 一部負担：なし（これまでと同様）
- (2) 請求先：社会保険診療報酬支払基金及び熊本県国民健康保険団体連合会
- (3) 公費負担者番号：80.43.020.0

2 ひとり親家庭等医療費助成事業

- (1) 一部負担：保険診療における一部負担金の3分の1
- (2) 対象者：社会保険加入者（天草市国民健康保険加入者を除く。）
※天草市国民健康保険加入者については、令和6年度中に委託予定
- (3) 請求先：社会保険診療報酬支払基金
※医療機関は3分の2を支払基金へ請求
- (4) 公費負担者番号：83.43.020.7

【問合せ先】

天草市健康福祉部子育て支援課子ども福祉係
担当者 大久保・野崎
Tel 0969-27-5400（直通）

《ひとり親家庭等医療費の助成を受けている方へ》 令和6年1月診療分から助成方式が変わります！

令和5年12月診療分まで

一旦医療機関の窓口で医療費を支払い、後日、領収書を添えて市の窓口へ申請していただく（償還払い）



令和6年1月診療分から

医療機関の窓口で健康保険証と受給資格者証を提示すれば、保険診療の一部負担額の1/3の支払いで済む（現物給付）

1 対象となる医療機関等

熊本県内の医療機関、薬局及び訪問看護ステーション



2 現物給付の対象にならない場合

- ・天草市国民健康保険に加入されている方
- ・熊本県外の医療機関を受診したとき
- ・自立支援医療（更正医療・育成医療・精神通院医療）や指定難病などの公費負担医療の分
- ・1つの医療機関（※）における月の一部負担額が21,000円以上のとき
※1つの医療機関＝医療機関＋その調剤分、入院・外来は別、医科・歯科は別
- ・治療用装具を購入したとき
- ・整骨院等の施術所を受診したとき
- ・医療機関窓口にて受給資格者証の提示をしなかったとき

◆天草市国民健康保険に加入されている方につきましては、令和6年度中に現物給付を開始する予定です。
開始する際は、改めてお知らせします。

3 医療機関窓口での支払いについて

必ず健康保険証と「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」（オレンジ色）を医療機関の窓口で提示してください。

① 現物給付の対象になる場合

保険診療の一部負担額の1/3を支払ってください。
※市の窓口への申請は必要ありません。

② 現物給付の対象にならない場合

・令和5年12月診療分以前の医療費
これまでどおり、一旦医療機関の窓口で医療費を支払い、後日、領収書を添えて市の窓口へ申請してください。

《問い合わせ先》

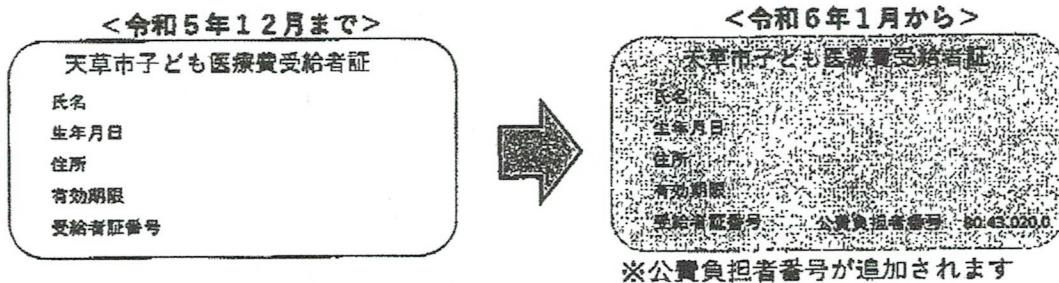
天草市子育て支援課子ども福祉係（本庁1階4番窓口）0969-27-5400

子ども医療費の現物給付方式が令和6年1月診療分から、県内全域に拡大します

現物給付とは・・・医療機関窓口で市町村が発行する受給資格者証を提示することにより、保険診療分については医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み

天草市子ども医療費受給者証

白色の受給者証から水色の受給者証に変わります。令和6年1月以降に医療機関を受診される際は、必ず新しい受給者証（水色）をお使いください。



変更内容

令和5年12月診療分までは、天草市内の医療機関（上天草市、苓北町の対象医療機関あり）が現物給付の対象となっていました。

令和6年1月診療分から、県内の医療機関が現物給付の対象となります。
このため、県内の医療機関では受給資格者証を提示することで窓口での支払いは必要なくなります。

※医療機関によっては、現物給付に対応していない医療機関もあります。

窓口での支払いが必要な場合

- ① 県外の医療機関を受診した時
- ② 一部負担金が21,000円以上の時
- ③ 治療用装具を購入した時（保険者からの支払通知や医師からの作成指示書が必要）
- ④ 整骨院等の施術所を受診した時

助成対象者

満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

《問い合わせ先》
天草市子育て支援課子ども福祉係 0969-27-5400

